
佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事

入札条件書

令和4年7月

長崎県 佐々町

佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事 入札条件書

目 次

第1章 総則	1
1.1 概要	1
1.2 基幹的設備改良工事の概要.....	3
1.3 入札条件	9
第2章 入札参加者の公募および落札者の選定	15
2.1 入札参加者の公募等の手順.....	15
2.2 公募から落札者決定までの日程.....	17
2.3 応募者の参加資格要件等.....	18
2.4 入札応募者の審査および落札者の決定.....	20
2.5 応募に関わる提出書類等.....	23
2.6 著作権	24
第3章 基幹的設備改良工事に係る情報提供	25
3.1 応募段階	25
3.2 契約後の情報提供.....	25
第4章 基幹的設備改良工事の契約	26
4.1 性能発注方式による契約.....	26
4.2 基幹的設備改良工事实施の保証に関する規定.....	26
4.3 基幹的設備改良工事または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置..	27
第5章 入札公告、参加資格審査の実施に関する事項	28
5.1 入札公告および資料配布.....	28
5.2 入札条件書等に関する質問.....	29
5.3 入札条件書等に関する質問への回答.....	29
5.4 参加資格確認書および誓約書の提出.....	30
5.5 参加資格要件審査結果の通知（第1次審査）	30
5.6 見積設計図書等の提示辞退.....	31
5.7 提出書類と提出期限等.....	31
5.8 その他	31

第1章 総 則

本入札条件書は、佐々町（以下「発注者」という。）が発注する佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事（以下「基幹的設備改良工事」という。）に適用する。

1.1 概要

1) 一般概要

佐々クリーンセンターは、平成8年4月に稼働開始してから25年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいることから、基幹的設備改良工事を行うことにより、施設の延命化と二酸化炭素排出量削減に資する機能向上を図るとともに、「佐々クリーンセンター長寿命化計画」に定める目標年度（令和21年度）までの適正かつ安定したごみ焼却処理の継続を目指すものである。

2) 工事名

佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事

3) 対象施設および施設規模

(1) 施設名称：佐々クリーンセンター

(2) 現在の処理能力：機械化バッチ燃焼式焼却炉(ストーカ方式)：
36t/8h(18t/8h×2基)

(3) 改良工事後の処理能力：機械化バッチ燃焼式焼却炉(ストーカ方式)：
39t/8h (19.5/8h×2基)

(3) 敷地面積：5,778m²

(4) 稼働：平成8年4月1日

4) 工事場所

長崎県北松浦郡佐々町小浦免1163番地20

5) 敷地面積

敷地面積 5,778 m²

6) 全体計画

(1) 設備機能の回復

経年劣化した設備の機能を回復すること。

(2) 二酸化炭素排出量の削減

エネルギー回収量の増加や省エネ機器の導入により、施設の二酸化炭素排出量を3%以上削減すること。

(3) ごみ搬入および施設運転計画への配慮

本基幹的設備改良工事は、共通系設備の工事期間（焼却炉と一体型となった灰溶融炉の撤去、灰出設備の更新およびごみクレーンの一部更新等）を除き、本施設を稼働しながらの工事となるため、発注者と十分協議を行い、ごみの搬入および施設の稼働に支障がないようにするとともに、工事中の安全対策には十分配慮すること。その他工事期間中における全炉停止期間を原則として最大でも1回当たり20日間以内とすること。

(4) 既存設備・機器との整合

基幹的設備改良工事の工事範囲外となる設備・機器との取合いを十分に確認し、施設全体の機能を損なわないこと。

7) 立地条件

(1) 都市計画事項

- | | |
|--------|------|
| ① 用途地域 | 指定なし |
| ② 防火地区 | 制限なし |
| ③ 高度地区 | 指定なし |
| ④ 建ぺい率 | 70% |
| ⑤ 容積率 | 200% |
| ⑥ 日影規制 | 適用除外 |

(2) 敷地周辺設備

- | | |
|---------|---|
| ① 電 気 | 受電電圧 6.6kV 1 回線。
既存設備を利用し、必要に応じ改修する。 |
| ② 水 道 | 既存設備を利用し、必要に応じ改修する。 |
| ③ 下 水 道 | 既存設備を利用し、必要に応じ改修する。 |
| ④ 雨水排水 | 既存排水設備を利用する。 |
| ⑤ 電 話 | 既存設備を利用し、必要に応じ改修する。 |

8) 工事期間 (3ヵ年継続事業)

- ① 着工 契約の翌日(令和4年12月(予定))
- ② 竣工 令和7年3月31日

ただし、工事期間中は施設の運転計画に基づき、工事方法について別途協議すること。

9) 施設管理者

佐々町 町長

1.2 基幹的設備改良工事の概要

1) 施設概要

- | | |
|--------------|--|
| (1) 処理方式 | 機械化バッチ燃焼式焼却炉 |
| (2) 受入供給設備 | ピットアンドクレーン |
| (3) 燃焼設備 | ストーカ方式 |
| (4) 燃焼ガス冷却設備 | 水噴射式 |
| (5) 排ガス処理設備 | 乾式消石灰(活性炭含む)+ろ過式集じん器 |
| (6) 給水設備 | 上水、再利用水 |
| (7) 排水処理設備 | 凝集沈殿+砂ろ過 |
| (8) 余熱利用設備 | 給湯 |
| (9) 通風設備 | 平衡通風方式 |
| (10) 灰溶融設備 | 焼却炉直結溶融方式(燃料溶融式) |
| (11) 灰出し設備 | 溶融飛灰(集じん灰): コンベヤ+貯留サイロ+フレコンバック
溶融スラグ: コンベヤ+貯留バンカ |
| (12) 前処理設備 | (粗大ごみ) 粗破碎+回転式破碎、ふるい選別、磁気選別、
アルミ選別、風力選別、金属圧縮成形
(不燃ごみ) 破袋、手選別 |

2) 竣 工 令和7年3月31日

3) 敷地面積 約 5,778 m²

4) 基幹的設備改良工事の進め方と契約の範囲

基幹的設備改良工事は、施設の延命化を目的とした基幹的設備改良工事である。

なお、国庫補助の申請(工事費補助率 1/3 の交付申請)は、CO₂削減率3%以上の達成を目標に国へ申請している。

5) 特記事項

(1) 施設の全炉停止期間

基幹的設備改良工事の都合上、炉停止して工事を行う場合は、停止期間が極力短くなるように、工法、工程を工夫すること。

また佐々クリーンセンターへのごみ搬入実績等を調べ、ごみ搬入量の少ない時期の施工となるよう工事工程を調整し、実施にあたっては発注者の承諾を得ること。

(2) 地域振興

基幹的設備改良工事の施工にあたっては、地元企業の活用についても考慮すること。

6) 工事工程

基幹的設備改良工事工程の作成にあたっては、**図-1**を参照するとともに、佐々クリーンセンターのごみ搬入量および運転実績等を参考にすること。

また、基幹的設備改良工事の停止期間等において処理できないごみを一時貯留する場合は、最大貯留量を超えることがないようにし、一時貯留が困難で、ごみ処理を外部委託する場合は、事前に発注者と協議すること。なお、外部委託費は、受注者の負担とする。

臭気対策を講じる場合については発注者との協議により決定すること。

7) 撤去

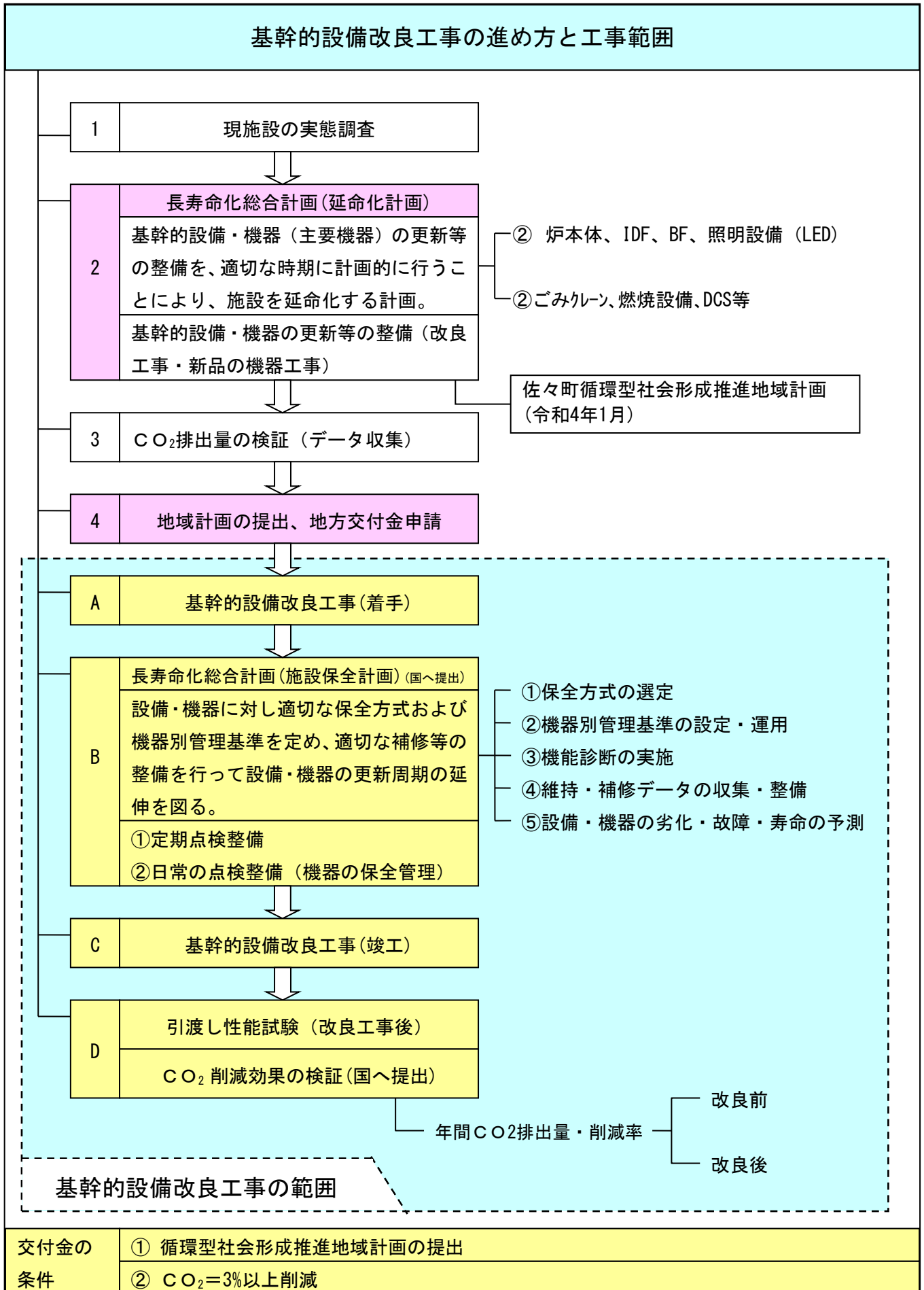
現在の設備・機器等の撤去については、施設運営に支障のないよう、工法、工程を工夫すること。

8) 基幹的設備改良工事の進め方と契約の範囲

図-2 に示すように、基幹的設備改良工事の竣工前に長寿命化総合計画（施設保全計画）を提出すること。この計画の提出は、「循環型社会形成推進交付金」の交付要件となっている。

また、CO₂削減率は3%以上の検証結果を国に対して提出する必要があるので「引渡し性能試験」と共に「CO₂削減効果の検証試験」を行うこと。

図-2 基幹的設備改良工事の進め方と工事範囲



9) 基幹的設備改良工事の範囲

佐々クリーンセンターの基幹的設備改良工事の範囲は「工事発注仕様書(要求水準書)」による。なお、入札前には「最終版」の工事発注仕様書(要求水準書)として提示する。

10) 基幹的設備改良工事期間

基幹的設備改良工事期間：契約の翌日から令和7年3月31日まで

11) 契約の締結

基幹的設備改良工事の発注は、「総合評価一般競争入札」により行い、落札者との契約は、別途に定める契約約款により建設工事請負契約を締結する。

12) 基幹的設備改良工事費の支払方法

(1) 基幹的設備改良工事費の支払い方法

工事費の支払いは、基幹的設備改良工事に係る建設工事請負契約に定める規定による。

(2) 基幹的設備改良工事費の支払に係る書類

建設工事請負契約の締結にあたっては、工事代金内訳書を作成し、提出すること。

各年度の工事費の支払いは、年度ごとの出来高に応じ、工事契約約款の規定に基づき算定される金額を支払う。

1.3 入札条件

1) 工事番号

4保補 第14号

2) 工事名称

佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事

3) 工事場所

長崎県北松浦郡佐々町小浦免1163番地20

4) 建設工事の種類

基幹的設備改良工事

5) 工事概要

ごみ焼却施設 39 t / 8h (19.5 t / 8h × 2炉)

機械化バッチ燃焼式焼却炉 (ストーカ方式)

6) 工期

契約 令和 4 年 12 月 (予定)

竣工 令和 7 年 3 月 31 日

7) 入札方法

総合評価一般競争入札

8) 入札および開札場所

佐々町役場 3階第2会議室

9) 入札日時

令和 4 年 11 月 8 日 (火) (10時00分)

10) 入札保証金

佐々町財務規則第62条により入札額の100分の5以上を入札日の前日までに現金又は小切手等により納付すること。ただし、同規則第64条各号に該当する場合は、入札保証金を免除する。

11) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、佐々町財務規則第80条各号に該当する場合は、契約保証金を免除する。

12) 予定価格

3,227,400,000円

(消費税および地方消費税相当額10%を含む。)

13) 最低制限価格

設定しない

14) 入札方式

総合評価一般競争入札

「設計・施工一括発注方式（性能発注契約）」であり、佐々クリーンセンター基幹の設備改良工事発注仕様書（要求水準書）（以下、「要求水準書」という。）に基づき見積設計図書の提出し、技術評価を受けることが必要となる。

15) 入札の執行

入札参加資格を有すると認められたものが1社である場合においても、特別な事情がない限り入札を執行することとし、また、入札執行において入札者が1社の場合でも落札決定を行う。

16) 契約締結

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に関する課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

17) 積算内訳書

入札書の提出に際し、入札金額の根拠となった積算内訳書を記載した工事費内訳書を同封し提出すること（工事費内訳書は、様式9号を使用すること）。

18) 第1回 質問の受付・回答(要求水準書)

要求水準書等に対する質問は、質疑書(様式1号)を用いて、質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること(受理確認を行うこと)。

受付期限は、令和4年7月22日(金)から令和4年8月1日(月)午後4時までとする。それ以外の方法による質問は受け付けない。令和4年8月8日(月)までに質問書記載の電子メールアドレス先に回答書を送付する。

19) 現地説明

発注者は、参加資格を有する応募者を対象として、佐々クリーンセンターの現状および基幹的設備改良工事の工事内容等の補足説明をするため、「現地説明会」を開催する。

開催日程は、別途発注者から通知する。

20) 設計図書等の閲覧

現地説明会とそれ以降に設計図書閲覧が可能とする。現地説明会の時間および、現地説明会日から9月9日(金)午後4時までに閲覧が可能である。現地説明会以外の日に閲覧する場合は、「設計図書等閲覧申請書(様式第7号)」に9月5日(月)から9月9日(金)午後4時までのなかで希望日時を記入し、佐々町保険環境課担当へ電子メールにて提出すること(受理確認を行うこと)。

受付期限は、令和4年9月8日(木)午後4時までとする。なお、希望日時に必ずしも可能とは限らないため、早めに申し込むこと。

保険環境課にて申請内容を確認した後、申請書記載の電子メールアドレスに閲覧了承のメールを送付する。

21) 第2回 質問の受付・回答(現地説明会)

現地説明会等に対する質問は、質疑書(様式1号)を用いて、質問内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出すること(受理確認を行うこと)。

受付期限は、令和4年8月31日(水)から令和4年9月6日(火)午後4時までとする。それ以外の方法による質問は受け付けない。令和4年9月13日(火)までに質問書記載の電子メールアドレス先に回答書を送付する。

22) 入札の辞退

入札を辞退する者は、入札前日までに「辞退届(様式第8号)」に記入し、書面にて提出すること。(持参、郵送、FAX、メールも可)

23) 見積設計図書の評価

入札に参加する者の、入札する内容を確認するために次の通り「見積設計図書」の審査を行う。

(1) 「見積設計図書」作成方法

要求水準書に基づき作成すること。

(2) 提出方法

保険環境課まで持参又は郵送（簡易書留郵便を含む）すること。郵送の場合は、提出期間の最終日必着のこと。封書に「見積設計図書在中」と朱書きすること。

(3) 受付期間

令和4年10月14日（金）午後4時までとする。ただし、閉庁日は除く。

(4) 受付時間

午前9時から午後4時までとする。持参の場合は、正午から午後1時までを除く。

(5) 技術審査

見積設計図書提出後に発注者において技術審査を行う。なお、技術審査に当たり必要に応じて文書で説明等を求めることがある。質問および回答の内容は、提出された見積設計図書の内容に追加するものとする。

技術審査方法は、「見積設計図書」と「プレゼンテーション」等で行う。

(6) 審査結果通知

審査結果を令和4年11月24日（木）にその旨を電子メールおよび文書により通知する。

(7) その他

- ① 書類の作成および提出にかかる費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。
- ② 提出された書類の内容を確認し、別途関係書類の提出を求めることがある。
- ③ 見積設計図書を提出した者が次のいずれかに該当する場合は入札に参加することはできない。この場合は、該当する者にその旨を通知する。
 - ア 各提出期限を守らなかったとき。
 - イ 審査の結果、本工事の仕様を達成できないと認められたとき。
 - ウ 提出した書類に虚偽の事項を記載していることがあきらかとなったとき。

エ 入札に参加させることが、著しく不相当と認められるとき。

※入札に参加する資格がないと認められた者は、その理由について説明を求められることができる。説明を求める場合には、令和4年10月20日（木）午後4時までに保険環境課に書面（自由様式）を提出すること。

提出方法は持参又は郵送とし、郵送した場合は到着予定を電話にて連絡すること。

説明を求めたものに対する回答は、令和4年10月31日（月）午後4時までに書面により行う。

24) 無効の入札

本入札条件書に示した条件等入札に関する条件に違反した入札。

25) 支払条件

本契約は、複数年度にまたがる継続契約となる。したがって、本工事に係る請負契約締結には、下記の条件が付される。

(1) 継続費に係る契約の特則

各会計年度における請負代金の支払限度額（以下「支払限度額」という。）とこの支払限度額に対する各会計年度の出来高予定額は、予定価格を基に例示すると次の通りとなる。（なお、上記金額には前払い金を含む）

・ 予定価格

支払い限度額	令和4年度	(予定価格の約1.4%相当額)円
	令和5年度	(予定価格の約57.6%相当額)円
	令和6年度	(予定価格の約41.0%相当額)円
出来高予定額	令和4年度	(予定価格の約1.4%相当額)円
	令和5年度	(予定価格の約57.6%相当額)円
	令和6年度	(予定価格の約41.0%相当額)円

※ 上記は例示であるので、実際の契約締結においては、支払限度額・出来高予定額ともに入札結果（落札価格）に対応した金額になる。

※ 令和5年度および6年度の部分払いについては、出来高を確保し当該年度内に請求することになる。

(2) 前払い金の支払い限度

前払い金の支払限度額は、支払限度額内かつ請負代金額の40%以内の額となる。

中間前払金の支払限度額は、支払限度額内かつ請負代金額の20%以内の額となる。

※ 令和5年および6年度の前払い金額の支払い請求の時期については、当該年度予算成立後の4月1日以降(4月1日現在予算未成立の場合は予算成立以降)とする。

各会計年度に各会計年度における前金払の請求・支払い限度額は、当該会計年度の出来高予定額に対して算出し、佐々町財務規則第56条3および同規則第87条により、前金払いの有無は次のとおりである。

令和4年度 有

令和5年度 有

令和6年度 有

(3) 精算払 請求書を受理した日から40日以内

(4) 各会計年度における請負代金額の支払限度額の割合は、次を予定している。

令和4年度 1.4%

令和5年度 57.6%

令和6年度 41.0%

26) その他

(1) 入札の執行に当たっては、本入札条件書、地方自治法、佐々町財務規則、佐々町建設工事執行規則に定めるところによる。

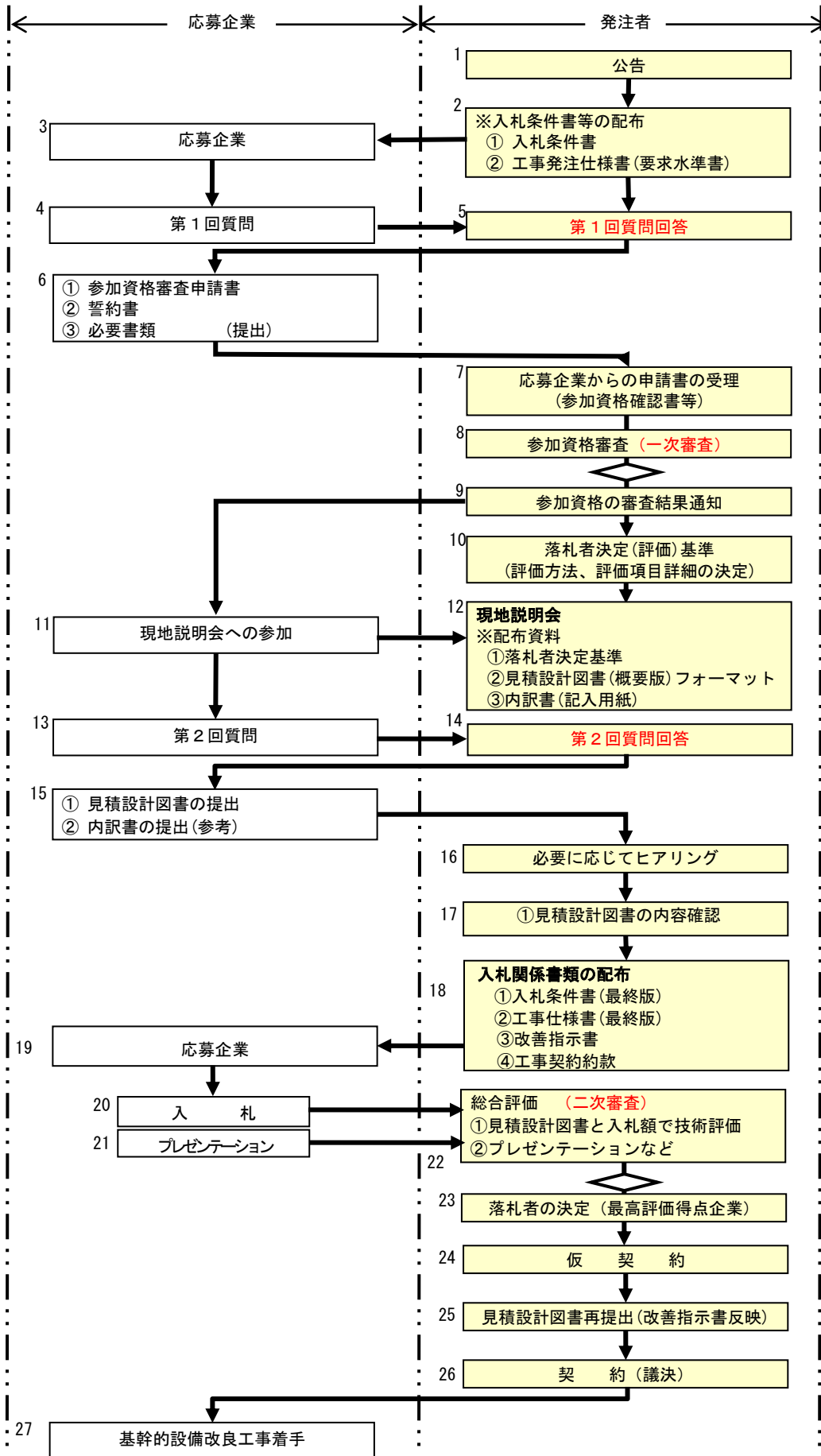
(2) 落札者は、下請等により施工する場合は、建設業法をはじめ関係法令を遵守した施工体制をとるとともに、佐々町および長崎県内の地元業者の活用についても考慮すること。

第2章 入札参加者の公募および落札者の選定

2.1 入札参加者の公募等の手順

基幹的設備改良工事の発注は、公募による総合評価一般競争入札により行い、公募から落札者決定の手順は、**図-3**のとおりとする。

図-3 落札者決定までの手順



2.2 公募から落札者決定までの日程

基幹的設備改良工事の応募者は、「入札条件書」に定める基幹的設備改良工事に参加する資格を有しており、かつ、提案内容が技術的な観点から発注者が要求する「入札条件書」および「要求水準書」を満足することを条件として、公募による総合評価一般競争入札により落札者を決定する。

公募および落札者決定までの日程は、おおむね次のとおりとする。

- ① 公告 …………… 令和4年7月22日(金)～8月1日(月)
- ② 入札条件書等の配布…………… 令和4年7月22日(金)～8月1日(月)
- ③ 発注条件に係る入札条件書、要求水準書に関する
質問受付(第一回質問受付)…………… 令和4年7月22日(金)～8月1日(月)
- ④ 発注条件に係る入札条件書、要求水準書に関する
質問回答(第一回質問回答)…………… 令和4年8月8日(月)
- ⑤ 入札参加資格確認書等および誓約書の提出受付期間
…………… 令和4年8月8日(月)～8月17日(水)
- ⑥ 参加資格審査結果通知…………… 令和4年8月23日(火)
- ⑦ 現地説明会(設計図書の閲覧)…………… 令和4年8月下旬～9月上旬
 ┌ 落札者決定(審査)基準の提示
 ├ 見積設計図書(概要版)の記入用紙等配布(様式配布)
 └ 「基幹的設備改良工事契約約款」の配布
- ⑧ 発注条件に係る入札条件書、要求水準書および設計図書類、現地説明等に関する
質問受付(第二回質問受付)…………… 令和4年8月31日(水)～9月6日(火)
- ⑨ 発注条件に係る(改)入札条件書、(改)設計仕様書および設計図書類、
現地説明等に関する質問(第二回質問回答)…………… 令和4年9月13日(火)
- ⑩ 見積設計図書および見積設計図書(概要版)
内訳書の提出…………… 令和4年10月14日(金)
- ⑪ 入札書の提出およびプレゼンテーション…………… 令和4年11月8日(火)
- ⑫ 落札者の決定通知…………… 令和4年11月24日(木)

2.3 応募者の参加資格要件等

基幹的設備改良工事の入札に参加する「企業」（以下「応募者」という。）は、次の資格要件をすべて満たすものとする。この場合、発注者は応募者の資格審査を実施する。

1) 応募者の参加資格要件等

(1) 参加資格要件

応募者は、次の要件を満たすこと。

- ① 発注者の建設工事入札参加資格者名簿の「清掃施設」に登録されている者であること。
- ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。
- ③ 発注者との関係において入札参加資格確認書提出時において、次のア) からエ) までのいずれかに該当すると認められる者でないこと。
 - ア) 契約の履行にあたり、品質もしくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 公正な競争を妨げた者、または公正な価格を害しもしくは不正な利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が契約を結ぶことまたは契約を履行することを妨げた者
 - エ) 正当な事由がなく、契約履行しなかったもの。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者および同条第2項の規定に基づく長崎県および佐々町の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- ⑤ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- ⑥ 長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしていないこと。

ただし、申立てをしている場合であっても、更生手続開始後または再生計画認可の決定が確定した後に佐々町が一般競争入札参加資格の再認定をしたときは、この限りではない。
- ⑧ 基幹的設備改良工事に関する発注支援業務を受託した一般社団法人 日本環境施設支援機構と、基幹的設備改良工事の応募者は、人的関係又は資本関係がないこと。

(2) 参加資格の基本条件

①基幹的設備改良工事の応募者は次の各号に定める事項を満たすこと。

ア) 企業のその他の構成員を除く資本金額は、金5,000万円以上とし、基幹的設備改良工事期間を通じてこれを維持すること。

イ) 応募者は、基幹的設備改良工事を実施するための人員を確保できること。

② 応募者の責任（落札者）

応募者は、基幹的設備改良工事に係る「建設工事請負契約約款」、「入札条件書」および「要求水準書」に規定する全ての条件を満たすことが出来る者であること。

基幹的設備改良工事の落札決定後、受注者が前記の条件を満たすことができなくなった場合、受注者が当該事項未達に関わる責任を負うものとする。

(3) 実績等

1炉当たり20 t / 日 (8h) 以上のストーカ式焼却炉の建設実績（建設中の工事を含む）又は基幹的設備改良工事实績があること。

2.4 入札応募者の審査および落札者の決定

基幹的設備改良工事における入札応募者の審査および落札者の決定は、「総合評価一般競争入札」により行うものとし、選定基準および落札者の決定方法は次のとおりとする。

1) 総合評価審査委員会の設置

発注者は、基幹的設備改良工事の応募者の審査を専門的知見に基づいて実施するため、基幹的設備改良工事における落札者を決定するための技術審査を行う機関として「総合評価審査委員会」を設置する。

※本工事の落札者決定までの間に、入札参加者やそれと同等と判断される団体等が、委員会委員に面談を求めたり、入札参加者のPR書類を配布するなどして、自己を有利に、又は他の入札参加者を不利にするように働きかけを行った場合は、失格とする。

2) 総合評価一般競争入札における評価項目および落札者決定基準

基幹的設備改良工事における入札応募者の審査は、応募者から提出された技術提案（見積設計図書、プレゼンテーション、入札金額等）について、その技術力と価格を評価するため、別途定める「評価項目」および「落札者決定基準」により行う。

3) 基幹的設備改良工事落札者の決定手順

基幹的設備改良工事の総合評価一般競争入札における落札者は、次の手順により決定するものとし、評価方法は下記のとおりとする。

(1) 入札参加資格確認書の審査

参加資格審査は、応募者から提出された「入札参加資格確認書」を基に、参加要件を満たすことを確認する。参加資格審査を満たすことが確認された応募者のみ、「見積設計図書」を提出できることとする。

(2) 見積設計図書およびプレゼンテーションに対する技術審査

「見積設計図書」および「プレゼンテーション」に対する技術審査は、参加資格審査（1次審査）を通過した応募者が提出する「見積設計図書」が技術的観点に照らして発注者の要求する要求水準書を満足する内容であることを審査する。

(3) 得点化方法

「評価要素」に対する配点を100点とし、その評価要素ごとに「重みづけ」を行う。表-1に示すように評価区分の技術評価得点を70点、価格評価得点を30点に配点し、評価要素の各評価項目の評価を、5から1までの5段階評価(P)とする。

見積設計図書およびプレゼンテーション等の内容が、「工事発注仕様書（要求水準書）」で規定している内容を満たしている場合、評価項目の5段階評価の評価得点の「基準点を4点」とする。

技術評価得点の合計(Y)は、各評価項目の評価点(P)と各評価要素の配点(Q)を乗じたものとする。(Y=P×Q)

技術評価得点の満点は、350点とする。

表-1 各評価要素の配点(Q)

評価区分	区分	評価要素	配点(Q)	評価項目の評価点 Y=(5段階評価:P)×Q (満点)
技術評価点	1	技術的要素	30	150
	2	施工管理的要素	10	50
	3	運営管理的要素	10	50
	4	施設管理的要素	10	50
	5	経済的要素	10	50
配点計			70	350
価格評価点	入札額		30	150
合計			100	500

(4) 評価方法および落札者決定基準

総合評価における、得点配点は以下のとおりとし「技術評価点」と「価格評価点」の合計点（以下「総合評価得点」という。）の「最高得点者」を落札者とする。

また、総合評価得点の最高得点者が2者以上あるときは、技術評価点の高い得点者を落札者とするものとする。

① 総合評価得点

ア) 評価区分の配点（重みづけ）

技術評価点(配点70点)＋価格評価点(配点30点)＝総合評価得点(配点100点)

イ) 技術評価得点（満点350点）

技術評価得点は、技術評価点（ $Q=70$ 点）に評価項目の評価点（ $P=5$ 段階評価得点）を乗じた得点（ $Y=P \times Q$ 満点350点）とする。

技術評価得点は、総合評価審査委員会の各委員の評価項目の5段階の技術評価得点の結果により算出する（満点350点）。なお、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。

ウ) 価格評価得点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ （満点150点）

価格評価点は、上記の式により数値を算出し、小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位まで算出する。

なお、算出した値に対して「5段階評価」のため5を乗じて、価格評価得点（満点150点）とする。

エ) 総合評価得点（満点500点）

総合評価得点は、技術評価得点（満点350点）と価格評価得点（満点150点）の合計得点（満点500点）である。

② 落札者の決定

下記の要件を満たしている者のうち、総合評価得点の「最高得点の応募参加者」を「落札者」とする。

ア)入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ)改良工事の「入札条件書」および「要求水準書」を満足していること。

2.5 応募に関わる提出書類等

基幹的設備改良工事の入札に応募する者は、応募に係る書類として、次の書類を提出するものとする。

1) 入札参加資格確認書の提出

- ① 入札参加資格確認書（様式第2号）
- ② 施工実績調書（様式第3号）
実績を証明する資料として、契約書等の写しを添付する。
- ③ 配置技術者調書（様式第4号）
資格・免許等および雇用関係が確認できる書類を添付する。
- ④ その他入札参加資格要件を証明するに必要な書類

2) 誓約書の提出

- ・入札参加資格要件に関する誓約書（様式第5号-1、5号-2）および情報開示に関する誓約書（様式第5号-3）を提出すること。

3) 現地説明会及び見積設計図書の提出

(1) 現地説明会の開催

発注者は、参加資格（1次審査合格者）を有する応募者を対象として、現状および改良工事の工事内容等の補足説明をするため、「現地説明会」を開催する。
開催日程は、別途発注者から通知する。

(2) 見積設計図書の提出

応募者は、発注者が提示した要求水準書等に基づき、見積設計図書を作成し、提出すること。入札時に、プレゼンテーションを行うので、「プレゼンテーション資料」も提出すること。

(3) 見積設計図書（概要版）の提出

見積設計図書についての主要項目、仕様、数値等をまとめた「見積設計図書（概要版）」を作成し、見積設計図書と同時に提出すること。
概要版の書式については、現地説明会において配布する。

2.6 著作権

発注者は、著作権が応募者に帰属する資料について公表等の必要が生じた場合は、著作権を保有する者の許可を得て公表することができる。

この場合、著作権を保有する者は当該公表について最大限協力しなければならない。

第3章 基幹的設備改良工事に係る情報提供

3.1 応募段階

1) 資料等の提供および閲覧等

参加資格審査(1次審査)で参加資格があることが確認された応募者は、本入札条件書に定めるところにより、守秘義務に係る「誓約書」を提出し、本施設に関する資料の提供を求めまたは閲覧をすることができる。また、施設の現場調査をすることも出来る。

2) 本施設の現地調査等

応募者は、発注者が必要かつ合理的と認める方法により、本施設の現地調査を行うことができる。この場合、現地調査の可能な日程は発注者と協議し決定する。

3) 情報提供の内容

- (1) 発注者は、応募者に対して、発注者が所有する図書類の情報開示を行う。
- (2) 発注者は、応募前および応募期間中に、応募者に対して本施設の「現地説明会」を行う。
- (3) 発注者が選定した応募企業に本施設を見学させ、必要な範囲内で、以下の情報を提供する。
 - ①発注者が所有する設計図書類の閲覧
 - ②本施設の現状確認
 - ③基幹的設備改良工事に関する質問への回答

3.2 契約後の情報提供

1) 実施設計などの作成のための情報提供

基幹的設備改良工事の受注者は、「実施設計」などを作成するために、発注者が保有する本施設に関する設計図書類等の確認および本施設の現地調査を行うことができるものとする。

第4章 基幹的設備改良工事の契約

4.1 性能発注方式による契約

この基幹的設備改良工事は「設計・施工付契約(性能発注契約)」であり、「契約不適合責任(設計上のかし)」および「契約不適合責任(施工上のかし)」を契約条件とし、かし担保期間については基幹的設備改良工事の「要求水準書」により別途定める。

なお、基幹的設備改良工事の受注者は、「入札条件書」、「要求水準書」および「見積設計図書」に基づく諸条件を踏まえ、基幹的設備改良工事期間はもとより基幹的設備改良工事期間終了時においても、本施設の目的および機能を満足することが出来るよう、必要かつ適切な基幹的設備改良工事を行わなければならない。

4.2 基幹的設備改良工事実施の保証に関する規定

1) 基幹的設備改良工事の進め方

基幹的設備改良工事中における施設運営管理等の責任は、原則として基幹的設備改良工事の受注者が負う。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、別途受注者との協議のうえ、決定する。

2) 基幹的設備改良工事の設計・施工監理

発注者は、基幹的設備改良工事の工事施工および施設運営管理等について、定期的に施工監理を行う。施工監理の方法、内容等については、基幹的設備改良工事における「建設工事請負契約約款」、「入札条件書」、「要求水準書」、「見積設計図書」、「契約書類」および「実施設計図書」などに規定する内容とする。

発注者は、施工監理を行うに当たって、第三者機関からアドバイスを求めることができるものとする。その結果基幹的設備改良工事の「入札条件書」、「要求水準書」等の諸条件を満たしていないと判断される場合、発注者は基幹的設備改良工事の受注者に改善を要求し、一定の猶予期間を設けた上で基幹的設備改良工事費の減額等の措置を執ることができるものとする。

4.3 基幹的設備改良工事または契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

基幹的設備改良工事または契約事項の解釈について疑義が生じた場合、発注者と受注者は、誠意をもって協議すること。

第5章 入札公告、参加資格審査の実施に関する事項

5.1 入札公告および資料配布

基幹的設備改良工事に関する公告を下記により行う。

(1) 公告期間

令和4年7月22日(金) ～ 令和4年8月1日(月)

(2) 公告方法

- ① 佐々町役場の掲示場に掲示して行う。
- ② 佐々町のホームページに掲載する。

(3) 入札資料の配布期間

令和4年7月22日(金) ～ 令和4年8月1日(月)

(4) 配布資料

- ① 基幹的設備改良工事 入札条件書
[入札参加資格確認書、誓約書等の各書式を含む]
- ② 基幹的設備改良工事 要求水準書

(5) 配布場所

佐々クリーンセンター (佐々町保険環境課 環境衛生班)

〒857-0361 長崎県北松浦郡佐々町小浦免 1163 番地 20

(E-mail) cleancenter@saza.nagasaki.jp

(TEL) 0956-62-3512

(FAX) 0956-62-6077

担当：前川、篠原

5.2 入札条件書等に関する質問

入札条件書等に関する質問がある場合には、次により質問書を提出すること。

(1) 受付期間

令和4年7月22日(金) ～ 令和4年8月1日(月)

(2) 提出先

5.1に示す場所

(3) 質疑の方法

- ・質疑は、全て書類にて行うこと。
- ・質疑のない場合は、「質疑書（様式第1号）」に「質疑なし」を明記のうえ、令和4年8月1日(月)午後4時までに、5.1に示す場所に電子メールで送信すること。
- ・質疑がある場合は、質疑事項を「質疑書（様式第1号）」に記載し、令和4年8月1日(月)午後4時までに、5.1に示す場所に電子メールで送信すること。
(質問に対する回答の送付先を併せて記入すること。)
- ・質疑書は、指定された期限までに複数回提示してもよい

5.3 入札条件書等に関する質問への回答

入札次条件書等に関する質問に対する回答は、次により行う。

(1) 回答期限

令和4年8月8日(月)

(2) 回答の方法

- ・質疑に対する回答は、メールにて回答する。なお、質疑のなかった企業（辞退届を提示された企業を除く）に対しても、共通認識してもらうためメールする。この場合、質問の内容が基幹的設備改良工事に関係のない事項、又は不当に混乱を招くと判断された事項については、回答しないことがある。

5.4 参加資格確認書および誓約書の提出

基幹的設備改良工事の入札への応募者は、次により「入札参加資格確認書」、「誓約書」および添付資料を提出すること。

1) 提出期間

令和4年8月8日(月) ～ 令和4年8月17日(水)午後5時まで
(土曜日、日曜日および祝日を除く午前9時から午後5時まで。)

2) 提出先

5.1に示す場所

3) 提出方法および提出書類

- ・持参により提出すること。※郵送等による提出も可とする。
- ・提出書類は、正本1部、副本1部をA4版ファイルに綴じて提出する。
- ・提出書類の詳細は、第2章2.5「応募に係る提出書類等」による。

5.5 参加資格要件審査結果の通知（第1次審査）

基幹的設備改良工事に関わる参加資格要件に対する審査結果は、次により通知する。

1) 通知期限

令和4年8月23日(火)

2) 通知方法等

- ・参加資格要件の審査結果を、文書により通知する。
- ・参加資格の審査に合格した者に対し、現地説明会の開催時に下記の資料を配布する。
 - ① 落札者決定基準
 - ② 見積設計図書[概要版]書式
 - ③ 入札書書式

佐々クリーンセンター基幹的設備改良工事入札条件書
令和4年7月
長崎県 佐々町
